

生活困窮者自立支援相談窓口

☆平成 27 年 4 月 1 日より生活困窮者自立支援法が施行されました。

それに合わせ、竹原市社会福祉協議会は竹原市より委託を受けて、生活困窮者自立相談事業を実施することになりました

△ 制度について △

この法律は生活保護の対象にならない方で、生活の中に色々な困難を抱えている方を対象に支援を行う制度です

△ 利用料 △

相談などにかかる費用は全て無料で行っております

△ 対象者 △

竹原市に住所を有しており、下記の内容等でお困りごとがある方

- ①就労意欲があるが、就職が決まらない方
- ②病気で就職活動等が難しい方
- ③家計管理等で不安がある方
- ④税金などに滞納があり、困っている方

上記①から④の方以外でも「こんなことに困っているがどうしたらいいか」ということがあればご相談下さい。各種関係機関や専門機関のご紹介・お繋ぎを致します

支援内容

① 総合相談支援事業

お困りごとをお聞きし、本人の同意に基づいて支援計画をつくり、その人にあった支援を行います。

② 住居確保給付金の支給

- ・家賃が払えず、住むところが無くなる可能性がある方
- ・今現在住むところがない方

上記の方に対して、安定して住居を確保するために、一定の条件（※）の基、一定期間家賃を支給します

※総合相談支援事業による継続的支援及び住居確保給付金の支給には**本人の同意**に基づいて、支援計画を作成することが必要となります

ます

この事業は竹原市も関わってもらい、生活の再建をお手伝いする制度であり、各種関係機関と協力しながら行われます

※下記に記す事業については制度上定められていますが竹原市ではまだ整備できておりません。今後については現在検討中です。

③家計相談支援事業

- ・家計を一緒に確認し月々の収支を書きだす「見える化」を行い、生活の再建のための支援計画と各種専門機関・関係機関への斡旋等も行うことで生活の**再生**を行います

④就労準備支援事業

- ・6カ月～1年間のプログラムを作り、一般就労に向けた支援・就労機会の提供を行います

⑤就労訓練事業

- ・一般就労が難しい方のために、作業機会を提供しながら、個別の就労支援プログラムに基づき中・長期的に支援を実施します

⑥生活困窮世帯の子どもの学習支援

- ・学習支援のみではなく、生活習慣の見直し、活動できる居場所づくり、進学支援や中退防止支援を行います

※お子さんのみではなく、保護者の方も含めて支援を行います

お問い合わせ先

竹原市社会福祉協議会

TEL：(0846) 22-8986 (ふれあい福祉相談センター)

(0846) 22-5131 (代表)

※竹原市福祉課保護係でもご相談を受け付けております